

旧（第3回会議資料）	新（改定版）																														
<p>(2) 所要の対応</p> <p>2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <p>① 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国から情報提供を受けた場合、<u>政府の初動対処方針が決定されるまでの間において、必要に応じて</u>県連絡会議を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p>② 県は、<u>国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針が決定された場合等には、</u>県警戒本部を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p>2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <p>① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、<u>政府対策本部が設置された場合は、</u>県は、直ちに県対策本部を設置する。</p> <p>また、政府対策本部が設置されたときは、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、<u>新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。</u></p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部、市町)</p> <p>② 県は、国の基本的対処方針を基本としつつ、有識者の意見を聴いた上で、<u>適切な対策を決定する。また、決定した対策について、総合調整した上で、県の対処方針を作成し、公表する。</u></p> <p>なお、市町に影響のある<u>県施策の方針決定等</u>に際しては、可能な限り市町と事前に協議を行う。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>(2) 所要の対応</p> <p>2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <p>① 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国から情報提供を受けた場合は、<u>状況に応じて、兵庫県危機管理基本指針に基づき、</u>県連絡会議又は<u>県警戒本部</u>を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p>2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <p>① <u>新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置されるまでの間において、状況に応じて、</u>兵庫県危機管理基本指針に基づき、<u>県警戒本部又は県対策本部</u>を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合は、県は、直ちに<u>特措法第22条第1項の規定に基づき、</u>県対策本部を設置する。</p> <p>また、政府対策本部が設置されたときは、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、<u>新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。</u></p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部、市町)</p> <p>③ 県は、国の基本的対処方針を基本としつつ、有識者の意見を聴いた上で、<u>県の対処方針を決定し、公表する。また、決定した対処方針に基づき、適切な対策を決定する。</u></p> <p>なお、市町に影響のある<u>県の対処方針及び対策の決定</u>に際しては、可能な限り市町と事前に協議を行う。</p> <p style="text-align: right;">(県危機管理部・保健医療部)</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>																														
	<p>図表5 対策本部等の設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1537 1539 2792 1986"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生地域</th> <th colspan="2">段 階</th> <th colspan="2">発 生</th> </tr> <tr> <th>疑 い</th> <th>発 生</th> <th>疑 い</th> <th>発 生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>発生の疑いが把握されたとき</td> <td>発生が確認され、政府対策本部が設置されるまで</td> <td>政府対策本部が設置されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兵庫県危機管理基本指針)</td> <td>(兵庫県危機管理基本指針)</td> <td>(特措法第22条第1項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外</td> <td rowspan="2">連絡会議</td> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="3">対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内</td> </tr> <tr> <td>関西広域連合構成府県及び隣接府県</td> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table>	発生地域	段 階		発 生		疑 い	発 生	疑 い	発 生		発生の疑いが把握されたとき	発生が確認され、政府対策本部が設置されるまで	政府対策本部が設置されたとき			(兵庫県危機管理基本指針)	(兵庫県危機管理基本指針)	(特措法第22条第1項)		海外	連絡会議	警戒本部	対策本部		国内	関西広域連合構成府県及び隣接府県	警戒本部	対策本部		県内
発生地域	段 階		発 生																												
	疑 い	発 生	疑 い	発 生																											
	発生の疑いが把握されたとき	発生が確認され、政府対策本部が設置されるまで	政府対策本部が設置されたとき																												
	(兵庫県危機管理基本指針)	(兵庫県危機管理基本指針)	(特措法第22条第1項)																												
海外	連絡会議	警戒本部	対策本部																												
国内																															
関西広域連合構成府県及び隣接府県	警戒本部	対策本部																													
県内																															

一重下線はパブリックコメント前の変更箇所
二重下線はパブリックコメント後の変更箇所